

監査結果公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年度定期監査（前期）の結果について

令和6年12月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 田 稔 子

令和 6 年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第９項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和６年１２月

東かがわ市監査委員	楠	田	敬
同	三	好	良
同	大	田	稔

目 次

	頁
第1 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育部（学校教育課）・・・・・・・・・・・・・・・・	3

目 次

	頁
第1 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育委員会事務局（生涯学習課、教育総務課）・・・・・・	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

教育委員会事務局 生涯学習課（歴史民俗資料館、市立図書館・引田図書室）

教育総務課（給食センター）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、主に現金の取扱い・保管を中心に監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監 査 期 日	対 象 部 課 ○現 地 確 認	実 施 場 所
令和6年10月24日（木）	生涯学習課 ○歴史民族資料館 ○市立図書館・引田図書室	会議室
令和6年10月25日（金）	教育総務課 ○給食センター	会議室

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果（指摘事項）を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象 項目	歴史民俗資料館	市立図書館・引田図書室	給食センター	計
1 指摘事項	—	—	—	—
2 注意事項	—	—	—	—
3 検討事項	2	1	1	4
4 要望事項	1	1	1	3

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

1 教育委員会事務局

生涯学習課（歴史民俗資料館）

検討事項	
1	現金の保管について 釣り銭用現金を入れる金庫については、その鍵をキーボックスで保管し、それを事務所内の書棚に置いている状態であった。 現金を保管する上では、極力厳重な防犯対策を講じることが望ましいので、金庫の鍵は、施錠のできる常勤職員の袖机等に保管するよう検討されたい。

検討事項	
2	備品管理について 備品管理については、市の統一した備品管理システムにより管理を行っているが、旧引田幼稚園からの引継ぎ備品等の登録が完全には整備されていないとの事であった。 登録すべき引継ぎ備品を精査して、適正な備品管理に努められたい。

要望事項	
1	出前授業について 学芸員が小中学校へ出向いて授業を行う出前授業については、学校からの要望があった際に実施しているとのことであったが、現在は一校のみの実績であった。 小中学校における授業スケジュールは詳細に決められており、そこに前出授業の時間を確保することは難しいと理解するが、資料館が持つ役割や児童・生徒の郷土愛に対する学習意欲・効果を高めるためにも、学校関係者と連携を図りながら、出前授業時間の増加に繋がることが望まれる。

生涯学習課（市立図書館・引田図書室）

検討事項	
1	開館・閉館準備作業の実施確認について 市立図書館においては、開館・閉館における準備作業を複数の職員が、チェックリストを使用して実施しているが、証跡が残されていないため、チェック項目が全て実施されたかどうか確認できない状態であった。 開館・閉館準備作業の実施漏れを無くすことから、チェックリストに最終確認者が押印するなど、業務の証跡を残すよう検討されたい。

要望事項	
1	複写料金の集計について 市立図書館及び引田図書室において、複写料金を集計する際、同じ様式の記録簿を使用しているが、市立図書館が入出金額を差し引きした集計となっているのに対し、引田図書室では1件ごとの入金額の記載のみで、出金額を含めた集計となっておらず、記載方法に相違がみられた。 記録簿と実際の現金額の照合を容易にするためにも、市立図書館の記載方法に統一することが望まれる。

教育総務課（給食センター）

検討事項	
1	学校給食用物資選定委員会における議事録作成について 給食に使用する様々な食材については、学校給食用物資選定委員会を年間2回程度開催し、複数のサンプルの中から委員が協議の上、選定していると聴取したが、その協議内容及び結果についての記録を確認できなかった。 東かがわ市学校給食用物資選定委員会設置要綱第6条（会議）において、会議の議事は出席委員の過半数の同意により議決することになっており、給食用物資選定が同委員会において議決されたことを、協議内容とともに議事録として残すことを検討されたい。

要望事項	
1	備品管理について 備品管理については、市の統一した備品管理システムにより照合を行っているが、数量が膨大であり、過去に登録した物の中には消耗品の類いの物も混在すると伺った。 内容を精査し、東かがわ市物品管理規則にそぐわない物については、備品管理システムから削除するなど適正な備品管理が望まれる。